

「消費者基本計画工程表改定素案に対する意見」

・改訂素案3（1）④消費者契約法の見直し（71頁）に関し、

1 消費者契約法につき、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し勧誘が行われた場合における消費者の取消権を規定することを直ちに検討すべきである。

2 消費者契約法につき、9条1号の「平均的な損害」の立証責任を事業者負担とする法改正、同号の「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者に生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合にはその額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けることについて直ちに精査、検討すべきである。併せて、「平均的な損害の額」には得べかりし利益を含まないこと、損害賠償の予定を解除に伴う者に限定しないことについても精査・検討すべきである。その精査及び検討方法等について明らかにした上で、法律上に規定を設けるために必要な事項について期限を切って速やかに検討すべきである。

・改訂素案5（1）①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用（178頁）に関し

3 適格消費者団体、特定適格消費者団体への補助金などの直接的な財政支援につき直ちに実行されるべきである。